



特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金謝金規定
(役員および職員以外の者)

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミタイ・ミタクニヤイ子ども基金(以下「当法人」という。)の役員及び職員(以下「役職員等」という。)が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 当法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金支払いの対象)

第3条 謝金支払いの対象は、理事長が当法人の事業遂行にとって必要もしくは 有益であると判断し許可したもので、謝金および交通費、宿泊費とする。

(謝金の金額)

第4条 第3条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。なお、理事長は必要に応じて、講演内容、講師の講演料相場などにより、謝金の単価を増減することができる。

内容	金額	備考
講演会講師謝金	30,000円/日	相手からの状況により辞退される場合もある。
その他の謝金	その都度協議し決定する	

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第5条 第3条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

自家用車利用の場合	・自家用車を利用の場合は1kmあたり 25 円分 ・レンタカーの場合は実費精算 ・利用区間内の高速道路料金 ・駐車料金
公共交通機関利用の場合	・利用区間内の乗車券 ・利用区間内の一般指定席特急券
新幹線、飛行機の場合	・利用区間内のエコノミークラス搭乗券

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議による。

付 則

この規程は2024年8月1日から施行する。